| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東京工場 | 電灯外 | 電灯設備外 | 建物 | 東京都北区西ヶ原 | — | 令和８年６月 | 35,877円 | 6円 | 35,871円 |
| | 大判模様検査装置 | 銀行券製造設備 | 機械装置 | | — | 令和８年10月 | 1,677,214円 | 2円 | 1,677,212円 |
| | 銀行券検査仕上機 | | 機械装置 | | — | 令和９年３月 | 8,948,123円 | 1円 | 8,948,122円 |
| | オフセット印刷機 | 国会用製品等製造設備 | 機械装置 | | — | 令和９年３月 | 2円 | 1円 | 1円 |
| | 一般系編集システム | 一般系編集システム | 工具器具備品<br>ソフトウェア | 東京都北区西ヶ原<br>東京都千代田区永田町 | — | 令和９年３月 | 328,793円 | 3円 | 328,790円 |
| 王子工場 | 準備棟外 | 準備棟外 | 建物<br>構築物 | 東京都北区王子 | — | 令和８年９月 | 38,148,901円 | 15円 | 38,148,886円 |
| 小田原工場 | 大判模様検査装置 | 銀行券製造設備 | 機械装置 | 神奈川県小田原市酒匂 | — | 令和８年５月 | 1,919,696円 | 2円 | 1,919,694円 |
| | 銀行券特殊印刷機 | | 機械装置 | | — | 令和８年７月 | 1,080,325円 | 1円 | 1,080,324円 |
| 静岡工場 | 銀行券検査仕上機 | 銀行券製造設備 | 機械装置 | 静岡県静岡市駿河区国吉田 | — | 令和８年８月 | 7,677,868円 | 1円 | 7,677,867円 |
| 彦根工場 | 銀行券検査仕上機 | 銀行券製造設備 | 機械装置 | 滋賀県彦根市東沼波町 | — | 令和８年７月 | 7,859,186円 | 1円 | 7,859,185円 |
| | 銀行券特殊印刷機 | | 機械装置 | | — | 令和８年９月 | 1,133,394円 | 1円 | 1,133,393円 |
| | 大判模様検査装置 | | 機械装置 | | — | 令和８年10月 | 1,677,214円 | 2円 | 1,677,212円 |

（注）　償却資産の減損損失の見込額であります。

当該施設等は、設備更新及び用途廃止に伴い、除却を予定していることから、減損の兆候が認められます。使用しなくなる日における回収可能サービス価額及び減損額の見込額については、解体撤去を予定しているため「備忘価額１円」とし、帳簿価額との差額を減損額の見込額として記載しております。

Ⅶ　金融商品の時価等

１　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、公共債及び金銭信託に限定しております。

売掛金及び未収金の未収債権に係るリスクに対しては、国立印刷局会計細則の規定に基づき、債権ごとに期日管理を行うことにより対応しております。

また、有価証券及び投資有価証券は、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）第47条の規定等に基づき、公共債等を保有しており株式等は保有しておりません。

２　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、有価証券、売掛金、未収金、買掛金、未払金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

| | 貸借対照表計上額 | 時　　価 | 差　　額 |
|---|---|---|---|
| ⑴投資有価証券<br>満期保有目的の債券 | 14,281,276,361円 | 14,083,790,500円 | △　197,485,861円 |
| ⑵長期性預金 | 6,000,000,000円 | 5,995,783,629円 | △　4,216,371円 |

（注）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下のレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　投資有価証券

債券（公共債）の時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

⑵　長期性預金

長期性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しておりますが、取引金融機関から時価の提示があったマルチコーラブル預金については、提示された価格によっており、いずれもその時価をレベル２の時価に分類しております。